

## <安全対策基礎データ>

### バングラデシュ

#### ● 犯罪発生状況、防犯対策

##### 1. 総論

###### (1) 一般治安情勢

バングラデシュの治安当局が公表している統計によると、バングラデシュでの犯罪発生件数は増加傾向にあります。また、治安当局による検挙率が増加している一方で、殺人、強盗、そして誘拐等の凶悪犯罪は依然として高く、中でも薬物事犯が急激に増加しています。更に、邦人旅行者や出張者などの短期滞在者が、ひったくりや強盗事件などに遭い、人的被害を受けるケースも確認されています。

###### (2) 政治問題に起因する治安情勢

当国における内政はハシナ・アワミ連盟総裁を首相とする2009年からの長期政権の下で概ね安定しています。過去には、2014年1月5日に実施された総選挙を巡り、バングラデシュ民族主義者党（BNP）など野党を中心とした政党・団体等によるハルタル（ゼネラル・ストライキ）や抗議集会が、ダッカをはじめとする各地にて頻繁に実施され、一時、治安が不安定な時期がありました。2018年12月30日に実施された総選挙では、与野党の支持者間の衝突や、主に野党候補者や野党支持者の逮捕、拘束が頻発しましたが、アワミ連盟の地滑りの勝利に終わり、総選挙後の政治情勢は全般的に平穏裏に推移しています。ただし、バングラデシュにおいては、過去、選挙時以外にも政権与党や政府に対する抗議活動が断続的に発生していることから、過去に抗議活動が行われた政党事務所やダッカ大学等の場所の把握並びに事前のデモ情報の入手に努め、抗議活動には近づかないでください。さらには、2020年3月より、バングラデシュで新型コロナウイルスの感染が発生、拡大して以降、縫製工場労働者の賃金等を巡る抗議活動や、食料等支援物資を巡る汚職、横領が相次いで報じられるなど、社会情勢が不安定化しつつあり、注意が必要です。

###### (3) テロ情勢

バングラデシュでは、2016年7月1日、首都ダッカ市内グルシャン2地区に所在するレストランにて、数名の武装集団が日本人7名を含む20名以上（うち18名が外国人）を殺害、多数が負傷する凄惨な襲撃テロ事件が発生しました。それ以前にも2015年9月、同地区において、イタリア人男性が銃撃され、殺害される事件が発生し、同年10月にはロングプールにて邦人男性が銃撃され、殺害される事件が発生しました。この邦人殺害事件以降、外国人襲撃、警察官襲撃、宗教関連施設における爆発事件の発生など、連続してテロ事件が発生していました。いずれの事件とも、バングラデシュ政府から非合法組織として指定されているジャマトウル・ムジャヒディン・バングラデシュ（JMB）の犯行とみられてお

り、同組織が発出したとされる動画の中では、組織の指導者が「背教者」の排除を訴え、外国人に対する更なる攻撃を示唆しています。2016年7月の事件後テロに対する集中的な取り締まりが行われ、しばらくの間は邦人や外国人が被害に遭うテロ事件は発生していませんでしたが、2019年には警察・治安関係者を狙った爆弾事件が5件発生しています。今後とも、潜在的にテロの脅威は排除できないので、注意が必要です。

## 2. 各論

### (1) 一般治安情勢

早朝または夕刻から深夜の時間帯において強盗事件が多発しています。特に2014年には外国人が多く居住しているグルジャン、ボナニ、バリダラ各地区において、リキシャ（三輪の自転車タクシー）乗車中の外国人を狙ったと見られる強盗等が頻発しました。警察により複数の強盗団が検挙されましたが、現状の治安情勢を踏まえれば、可能な限り移動にあたっては車両を使用するなど、細心の注意が必要です。近年、ダッカ市内では犯罪発生総件数が増加傾向にあり、日本人旅行者や出張者などの短期滞在者が人的被害を受ける強盗事件も多数発生していますので、滞在にあたっては十分な注意が必要です。

近年、日本人が被害にあった主な事件は次のとおりです。

- 日中、在留邦人女性がリキシャ乗車中、右側後方から接近してきた乗用車の助手席に乗っていた男に、肩にかけていたバッグをひったくられた。同女性はリキシャから落下し、そのまま数十メートル男が乗車する車両に引きずられ負傷した。
- 日中、男性旅行者がダッカ市内を歩いていたところ、英語で話しかけてきた人物に誘われ、昼食を共にしたが、食事に睡眠薬が混入されていたことから、同旅行者は意識を失い所持品等を全て持ち逃げされた。
- 夜間、在留邦人男性がオート・リキシャに乗車していたところ、後ろからバイクで近づいてきた二人組に突然鋭利な刃物で刺され重傷を負った。
- 夜間、在留邦人男性が乗車する車両が数名の強盗団に襲撃され、鋭利な刃物で刺され重傷を負い、所持品等全てを奪われた。
- 日中、日系企業関係者が車両で市内を移動中、踏切前で停車していたところ、電車から投石がなされ、車両の窓ガラスを割られた。
- 日中、日系企業関係者が銀行から現金を引き出し、車両にて市内を移動中、信号待ちのため停車していたところ、数名の強盗団に銃撃され、車内にあった現金を強奪された。

### 【防犯対策】

一般犯罪に対する防犯対策については、以下の点を心掛けてください。

- 安全の3原則「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない」を厳守する。
- 夜間、早朝のリキシャ、CNG（小型オート三輪車）にはできるだけ乗らないようにする。

- 強盗被害にあった際には抵抗しない（犯人は銃器やナイフを持っている可能性がある）。
- 人通りの少ない場所や外灯のない暗い道路の通行は避ける。
- 不審な行動をする人物、車（何度も同じところを行き来する。長時間同じ場所にいる等）に注意する。
- 車両に乗る際は、自家用車であっても常時ドアロックを掛ける。
- 外食、買い物などで迎いの車両を待つ際は、店舗敷地内で待機し、道端に留まる時間をできるだけ少なくする。
- バッグは道路側とは反対側の手に持ち、万一ひったくられた際には引きずられないようにする。
- なるべく一人では行動しない。（自分は男性だからといって過信しない）
- 空港周辺で旅行ガイドやホテル従業員を装い気軽に声を掛けてくる人物には絶対についていかない。また、荷物を勝手に運搬しようとする者が多いため、必要なければはっきりと断る。
- 列車、バス、フェリーなどの一般公共交通機関は、極力使用しない。
- 見知らぬ人物から飲食物を勧められても口にしない。言葉巧みに飲食物を勧められ、口にした直後に意識が朦朧となり、その間に金品を奪われるというケースがある。

## （2）政治闘争

野党本部事務所付近やシャハバーク交差点（ダッカ大学周辺）付近では、デモ等が突発的に行われることが多く、時に治安当局との間で衝突が発生しています。特に、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）の際は、以前ほど大規模ではありませんが、暴動化する可能性も否めませんので注意が必要です。

### 【防犯対策】

政治闘争に対する防犯対策については、以下の点を心掛けてください。

- ハルタルの実施日については、事前にマスコミにより報道されることが一般的です。また、ハルタルの実施が発表されると在バングラデシュ日本国大使館から、在留届及び「たびレジ」登録者に対しメールで注意喚起を発出するとともに、大使館のホームページに掲載しますので、右情報を参考にしてください。バングラデシュへの渡航・滞在にあたっては、日頃からニュースや新聞報道等の情報収集に努めることが重要です。
- ハルタルが実施される場合には、不要不急の外出は控えてください。
- ハルタル時には、暴徒化した集団が外国人を狙う可能性があります。集会場やデモ隊の経路に近付かないようにするとともに、車両での移動中はそれらの場所を避け迂回措置を取るなど安全な経路を選定してください。

### (3) テロ事件

過去、バングラデシュ国内で発生したテロ事件の多くは、ターゲットが政党関係者や政治集会場などに絞られていたことから、政治的な要因を背景としたものと見られていました。しかし、近年のテロ事件では、一般市民を被害に巻き込む事件が発生しています。最近のテロ事件の傾向としては、いわゆる、ローンウルフ型のテロが増加し、また、ソフトターゲット、特に外国人や異教徒に対するテロが増加してきました。2016年7月1日のテロ事件では、日本人7名を含む20名以上(うち18名が外国人)が殺害されました。その後、治安当局による集中的なテロ対策が実施され、同事件以降、4年以上にわたり日本人や外国人が被害に遭うテロ事件は発生していません。しかし、潜在的なテロの脅威は排除できないので、引き続き注意を払う必要があります。

#### 【防犯対策】

テロ事件に対する対策については、以下の点を心掛けてください。

#### [行動]

- 行動予定を多くの人に知られないようにし、できるだけ目立たないように行動する。
- 通勤や買い物等、常に同じ経路や時間帯とせず、日常の行動パターンをできるだけ固定しないようにする。
- 状況や場所に応じて警備員を配置したり、移動に際して帯同させたりする。
- 外出時の移動はできるだけ車両を利用する。その際、交通渋滞となっている場所や渋滞になりそうな場所は迂回するなど、自らの安全確保を念頭に慎重な行動をとる。
- 早朝・夜間の外出、移動はできる限り控え、日中の時間帯に用事を済ませる。
- 駐車時を含め、車両に不審者や不審車両(バイク等を含む)が近づかないよう留意する。乗車時には必ずドアを施錠し、車両乗降時には、特に慎重に周囲の状況を確認する。

#### [訪問場所]

- 最新の治安情勢について情報収集に努め、滞在先や個別の訪問先の治安状況や警備体制を常に確認する。
- テロの標的となりやすい場所(外国人が多く集まるホテル・レストラン、欧米関連施設、政府施設、公共交通機関、観光施設、宗教施設、ショッピングモール、公立学校や市場など不特定多数が集まる場所)をできるだけ避ける。これらの場所を訪問する必要がある場合には、滞在時間を可能な限り短くする、避難経路を確認しておく等の安全対策を必ず講じる。また、周囲の状況には常に注意を払い、不審な状況を察知したら、速やかにその場を離れる。

#### [時期等]

- ラマダン、イード等の宗教行事、季節的な行事や大規模イベントの際は、不要不急の外

出は控え、人混みには近づかない。

○ イスラム教では、金曜日が集団礼拝の日とされており、その機会を利用してテロや襲撃が行われることがあるので、金曜日にはモスク等宗教施設やデモ、その他テロの標的となりやすい場所には、金曜日には不用意に近づかない。特に、ラマダン期間中の金曜日は最大限の注意が必要。また、ヒन्दゥー教、キリスト教、仏教等の宗教行事についても、十分な警戒を怠らない。

## ● 査証、出入国審査等

### 1. 査証

#### (1) 概要

1989年から日本との間の査証免除取極が停止しているため、入国に際してはその目的（観光、就労、非営利活動）に沿った査証をあらかじめ取得することが必要です。なお、日本国籍者は空港及び陸路での入国時に得られる査証（Visa On Arrival）を申請することができます。（滞在期間は最長30日。審査に必要な書類や条件があります）

※査証に関する規定は、バングラデシュ国政府により予告なく変更される場合があります。最新情報は、駐日バングラデシュ大使館に必ずご確認ください。

住所：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29

電話：03-3234-5801

E-mail：Consular.bdembjp@mofa.gov.bd

ホームページ：http://bdembjp.mofa.gov.bd

※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、渡航者はバングラデシュ入国に際し、有効なビザとともに新型コロナウイルス陰性証明書（英訳添付）が必要です。また、空港でのVisa On Arrivalは海外投資家及び商用目的に限られ、新型コロナウイルス陰性証明書（英訳添付）が必要です。なお、バングラデシュ入国後は自宅やホテルでの14日間の自主隔離が求められます（2020年9月現在）。

#### (2) 経路変更許可

空路でバングラデシュに入国後、陸路国境を越えてインドへ入国する場合、入国した場所と異なる場所から出国することになるので、出国前にバングラデシュ国内の出入国管理事務所で事前にRoute Change Permitを取得する必要があります。

※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、インド政府は陸路での入国を認めていません（2020年7月現在）。

#### (3) 不法滞在（オーバーステイ）

不法滞在をした場合、超過した日数により罰金を科せられます。罰金額は以下のとおりです。

- ・ 1日から15日までの超過滞在については、1日につき200タカ。
- ・ 16日から90日までの超過滞在については、1日につき500タカ。

・罰金額は最大で30,000タカ。過度に期日を超過した不法滞在者については、政府機関が裁判により刑を決定する。

また、不法滞在した際の出国手続きは煩雑であり、長期間滞在が超過した場合などは決定までに相当な時間を要します。

※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、バングラデシュから出国できない渡航者に対する救済措置がとられており、2020年3月26日から9月26日までにビザが切れる渡航者は同年12月26日まで罰金を科さない形でビザを延長することが可能です（2020年9月現在）。

## 2. 出入国審査

入国審査時に入国カードを、また、税関に持ち込み荷物申告書を提出する必要がありますので、入国前に機内で乗務員から受け取り記載してください。

※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、機内にて渡航者の健康に関する質問票を渡されますので、併せて記入、提出してください（2020年7月現在）。

バングラデシュ査証に関する政府国内関係機関のお問い合わせ先

・ Immigration & Passport Office

・ Passport Bhaban, E-7, Agargaon

Sher-e-Bangla Nagar, Dhaka

Tel:02-8159525、02-9123399、02-8123788（どの番号でも可）

・ Special Superintendent of Police (Immigration Department)

Special Branch

Malibagh Dhaka

Tel:02-9333217

## 3. 外貨申告

外貨の持ち込み額が合計で10,000米ドル相当額以上の場合は申告が必要です。

また、外貨の持ち出し額についても、合計で10,000米ドル相当以上の場合は申告が必要です。

## 4. 通関

金塊等貴金属の持ち込みには制限（金は234グラムまで、銀は200グラムまで）があり、違反した場合、特別権限法により処罰されます。その場合、最高刑は死刑となつておりますので十分な注意が必要です。近年、金塊密輸に係る容疑で日本人が逮捕される案件が複数発生しており、3キログラムの金塊の持ち込みにより懲役5年の判決を受けた例もあります。

## ● 滞在時の留意事項

### 1. 滞在時の各種届出（外国人登録）

2006年10月から、バングラデシュにおいて外国人登録制度が始まり、バングラデシュ国籍人の配偶者を除いた90日を超える長期滞在査証所持者は、バングラデシュ到着後、7日以内にバングラデシュ警察 Special Branch において外国人登録し、出国する際は、出国許可証を入手する必要がありましたが、2007年5月以降、日本人は外国人登録を免除されるようになりました。ただし、バングラデシュ政府は出入国に関する規則を事前の通知なしに頻繁に変えること、また、制度の根拠である外国人登録法が現在も有効であることから、今後、何らかの形で変更される可能性がありますので注意してください。

詳細はバングラデシュ入国管理局のHPを参照してください。

[http://www.immi.gov.bd/frner\\_reg\\_rules.php](http://www.immi.gov.bd/frner_reg_rules.php)

### 2. 在留届・「たびレジ」

#### (1) 在留届

バングラデシュに3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在バングラデシュ日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、または日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（オンライン在留届、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、在バングラデシュ日本国大使館まで送付してください。

#### (2) 「たびレジ」

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、バングラデシュで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在バングラデシュ日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

### 3. 旅行制限

軍の施設がある区域は入域制限地域に指定されており、入域のためには事前にバングラデシュ内務省の許可を取得する必要があります。なお、チッタゴン丘陵地帯への入域に際しては、入域72時間前までに県行政官（DC）事務所に入域者氏名、日程、入域エリア等を

事前に通報しておく必要があります。

#### 4. 写真撮影の制限

写真撮影が禁止されている地域は、上記の入域制限地域以外に、空港・港湾施設、発電所、ラジオ・テレビ局、通信施設があります。

#### 5. 各種取締法規

##### (1) 麻薬

麻薬の不法所持・使用は法律で禁止されています。当局は取締りを強化しており、外国人が法律違反により逮捕されるケースも見られます。また、処罰規定は厳格で、死刑に処される場合もありますので、麻薬には絶対に手を出さないでください。

##### (2) 外国人の政治活動

外国人の政治活動は禁止されています。

##### (3) その他

バングラデシュ刑法は、故意に国民の宗教感情を害する行為を禁じており、バングラデシュ国内では国教であるイスラム教に関する言論に十分な留意が必要です。

#### 6. 交通事情

##### (1) 交通マナー

交通ルールは守られておらず、信号、歩道、車線等の整備も大変遅れています。また、運転手、歩行者とも交通安全に対する意識は極めて低く、一方通行の車線を逆走する車さえ見られます。手押し車や、リキシャ、CNGがトラックなどと併走し、交通渋滞の原因になるとともに接触事故は後を絶ちません。このような中で、外国人が自ら運転することは交通事故に遭う、または起こす可能性を高めるばかりか、いったん事故を起こした際には、外国人ということで事故の原因にかかわらず相当な不利益を受けることが予想されることから、できるだけ運転手を雇用することをお勧めします。

##### (2) 運転時・歩行時の注意事項など

ダッカ市外へ移動する場合には、単独行動は避けてできるだけ複数の車両で移動するとともに夜間の移動は避けてください。また、雨季（6月中旬～10月中旬）は洪水により道路が不通になることもありますので、雨季の国内移動には十分な注意が必要です。

#### ● 風俗、習慣、健康等

##### 1. 風俗、習慣、国民性に関する留意事項



国民の 85%以上がイスラム教徒です。中東諸国ほどイスラム教的色彩は濃厚ではありませんが、憲法上イスラム教は国教とされており、日常生活の行動規範としてもイスラム教の影響が強くあります。

なお、バングラデシュ国内におけるアルコール規制については、不明瞭な点があり、大使館よりバングラデシュ関係機関に、日本人に対する国内でのアルコール類購入等に係る規制等につき照会したところ、次のとおり回答がありました。

(1) 日本人は、在留資格が短期であるか、長期であるかに関わらず当国内における アルコール類の購入制限量はない。

(2) 但し、日本人がアルコール類を購入し、自宅に運搬する場合には、次の点 に注意する必要がある。

- ・購入者である日本人が、個人的に消費するものであることを証明する必要がある。
- ・日本人が購入したアルコール類をバングラデシュ人に転売するのは違法であり、摘発の対象となる。
- ・バングラデシュ人に対しては、アルコールに係る国内規制がある。従って、日本人が大量のアルコール類を購入・運搬し、また、運転手以外のバングラデシュ人が同行している場合等、バングラデシュ人への転売の可能性が疑われる際には事情聴取等が行われる可能性がある。

つきましては、バングラデシュ国内でアルコール類を調達し、また、運搬する場合には、次の点に注意してください。なお、運搬中の検問所等において身柄を拘束される等の事態が発生した場合には、速やかに在バングラデシュ日本国大使館までご連絡ください。

(1) 一度に大量のアルコール類を購入しない。

(2) やむを得ず大量のアルコール類を一度に購入する場合には、検問所における職務質問に備え、所属する会社からの証明書等を携行する。

(3) 運転手以外のバングラデシュ人を可能な限り同行させない(運転手以外のバングラデシュ人が同行した場合には、購入者である日本人が購入したアルコール等を同バングラデシュ人に転売すると疑われる可能性があります)。

(4) アルコール類は、正規の販売店で購入する。

いずれにしても、当国ではアルコール消費については慎重に対応することが望ましく、レストランなど外部から飲酒しているところを見られる環境においては、控えることが肝要です。

・イスラム教では、ラマダンにあたる約1ヶ月間は、日の出から日没まで断食します。同期間の日中はイスラム教徒の前で、飲食をすることは好ましくありません。

・女性の単独行動はなるべく避け、また、外出する際は肌の露出が多い服装にしないでください。特に、ミニスカートやタンクトップなどはタブーです。

・イスラム教では、金曜日が集団礼拝日とされており、その機会を利用して、政治的スピー

チやデモが行われ、それが大規模化、暴徒化する場合があります。また、その際、モスク等宗教施設やデモ等を狙ったテロや襲撃が行われることもありますので、特に金曜日には不用意に宗教施設に近付かないようにしてください。

## 2. 衛生事情

バングラデシュの気候は、一般に高温多湿であるため、カビ、細菌が繁殖しやすくなっています。さらに、上下水道等の衛生施設が十分に整備されていないので、衛生環境は劣悪な状態にあります。一流ホテルであっても生水は飲まないようにし、食べ物については、生のもの、加熱が不十分なものは避け、また、十分に加熱したものでも、加熱後に時間が経って冷めてしまったものには注意が必要です。

## 3. 病気

### (1) 感染症

新型コロナウイルス感染症については、外務省海外安全ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報」等を参照してください。また、主な病気として、細菌性赤痢、腸チフス、急性肝炎、寄生虫病、皮膚病、眼病等が頻繁に発生しているほか、東部のシレット地方、チッタゴン丘陵地帯は熱帯熱マラリアが多発しており、過去には、チッタゴン丘陵地帯で取材活動をしていた日本人ジャーナリストがマラリアに罹患し死亡しています。また、ここ数年デング熱が流行しており、ダッカ在住の在留邦人の間でも罹患する人が多数みられますので、長袖・長ズボンの着用、蚊に刺されないよう蚊取り線香や虫除けスプレーを使用する等十分な注意が必要です。

### (2) 常備薬

下痢止め、解熱剤等の常備薬を携行することをお勧めします。

### (3) 予防接種

予防接種の義務はありませんが、破傷風トキソイド、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、腸チフス、日本脳炎のワクチン接種をお勧めします。

以下の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報 (<https://www.forth.go.jp/>)

## 4. 医療事情

医療水準は日本と比べ遅れており、最新の医療設備を備えた病院も大都市の一部の病院に限られ、医師及び薬品も慢性的に不足しています。尿、血液、肝機能などの検査や、風邪などの簡単な治療は問題ありませんが、専門的な治療や入院を要する場合は、タイやシンガポールなどへ移送されているのが現状です。万一に備えて、緊急移送サービスを含む十分な

補償内容の海外旅行保険に加入しておくことを強くお勧めします。

「世界の医療事情」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/bangla.html>)において、バングラデシュ国内の衛生・医療事情を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

#### 5. 医薬品の持ち込み、持ち出し

医療用麻薬を含む医薬品の携帯による持ち込み、持ち出しの手続きについては厚生労働省以下のホームページをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index_00005.html)

#### ● 緊急時の連絡先

◎警察：TEL 999

◎在バングラデシュ日本国大使館：電話（市外局番 02）9840010

国外からは(国番号 880)-2-9840010

緊急電話(国番号 880)-961-0998492

#### ※ 在留邦人向け安全の手引き

在留邦人向けに作成した「安全の手引き」を大使館ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（問い合わせ窓口）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関係課室連絡先）

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）

（内線）5140

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）

（内線）3047

○領事局政策課（感染症関連）

（内線）4475

○外務省海外安全ホームページ：

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地公館連絡先)

○在バングラデシュ日本国大使館

住所：Plot No.5 & 7, Dutabash Road, Baridhara, Dhaka, Bangladesh

電話：(市外局番 02) 9840010

国外からは(国番号 880) -2-9840010

FAX：(市外局番 02) 9841591

国外からは(国番号 880) -2-9841591

ホームページ：[http://www.bd.emb-japan.go.jp/itprtop-ja/index\\_.html](http://www.bd.emb-japan.go.jp/itprtop-ja/index_.html)